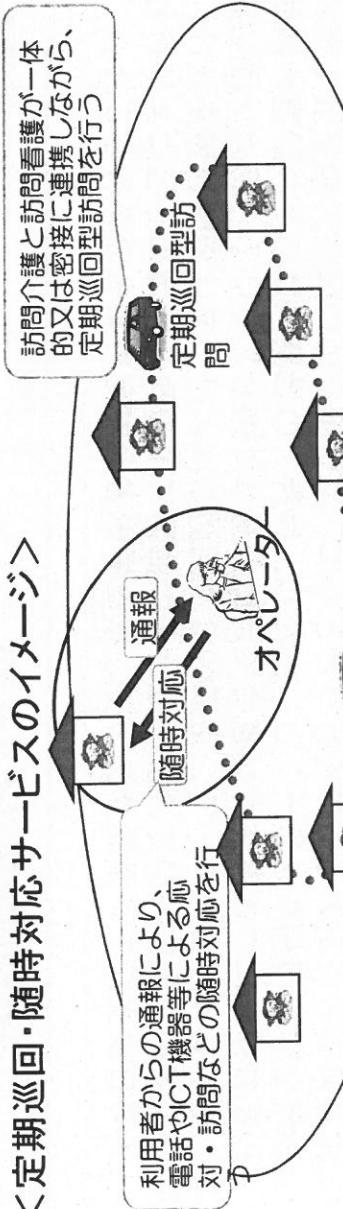


24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

月	火	水	木	金	土	日
0時						
2時						
4時						
6時						
8時						
10時						
12時						
14時						
16時						
18時						
20時						
22時						

定期巡回

随時訪問

訪問看護

通所介護

水分補給
更衣介助

排せつ介助
食事介助

通所介護

体位変換
水分補給

排せつ介助
食事介助
体位交換

<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み
2. 社会保障と税の一括改革での今後の利用見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成37年度
189保険者 (0.6万人／日)	283保険者 (1.2万人／日)	329保険者 (1.7万人／日)	15万人／日	15万人／日

定期巡回・随時対応サービスの定義

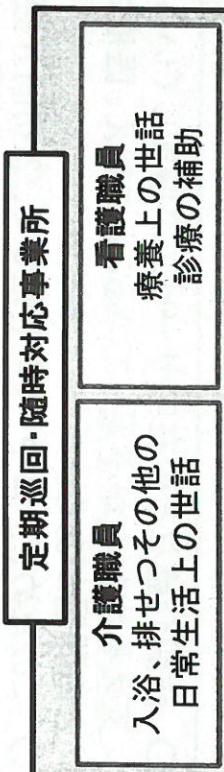
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 二つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一體的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
 - ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
 - いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法（平成24年4月1日施行分）

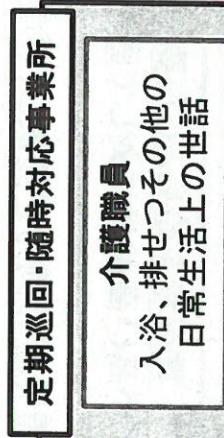
第8条

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定めるものを行ふこと。ただし、看護師その他厚生労働省令で定められた他の補助の補助を行ふこと。
二 必要な程度に適合する基準に達した居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅における介護看護を行うこと。
三 その者の日常生活上の世話について、介護福祉士その他第二項の政令で定めるものを行ふこと。

一体型事業所（イメージ）



連携型事業所（イメージ）



介護・看護の一体的提供

介護・看護の一体的提供